

平成 23 年深川市議会
意見案 第 1 号

東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 13 条第 1 項の規定に基づき提出する。

平成 23 年 3 月 23 日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

東北地方太平洋沖地震の救援に関する意見書

去る3月11日にマグニチュード9.0という世界最大級の東北地方太平洋沖地震が発生した。巨大地震とそれに伴う最大10メートルを超える津波は、東北地方を始めとする東日本の広い範囲に激甚な被害をもたらした。多数の尊い人命と、住宅などの貴重な財産が失われ、交通・通信網などのライフラインも崩壊した。未だ多数の住民が孤立し救助を求めており、安否が不明の住民は数万人に達するなど、日を追って判明する被害の状況は拡大している。

また、福島県の原子力発電所においても、その施設が甚大な被害を受け、住民の被ばくも確認されており、広範囲にわたり周辺住民は避難を余儀なくされている。現在も今回の地震による被害の全容は明らかにならず、正に未曾有の大災害である。

多くの地域が壊滅的な被害を受ける中、避難生活を強いられている住民は30万人以上にも上っている。家族を始め、家・財産の全てを失うなど被害に遭った住民の不安と悲しみは極限にまで達しており、早急な被災者救済及び被災地復旧のための支援が強く求められている。

ここに深川市議会は、犠牲となられた方々のご冥福をお祈りし、被災者に心よりお見舞い申し上げるとともに、被災者及び被災地への支援に全力で取り組み、関係各方面からの広範な支援を願うものである。また、政府に対し、人命救助に全力を挙げつつ、被災者救済及び被災地復旧に特別立法での対応も含め、早急かつ積極的な措置を採るとともに原子力発電所の事故による被害・飛散の拡大防止に努め、正確な情報の把握と開示を行い、既に被ばくされた方々には、「除染」などの万全の体制を整えるなど迅速な対応を行い、国民の不安を早急に解消するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(防災)
総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

平成23年深川市議会
意見案 第 2 号

住民の安全・安心な暮らしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定に基づき提出する。

平成23年3月23日

提出者	深川市議会議員	川 中 裕
	深川市議会議員	長 野 勉
	深川市議会議員	北 畑 透
	深川市議会議員	渡 辺 英 雄
	深川市議会議員	太 田 幸 一
	深川市議会議員	楠 理 智 子
	深川市議会議員	田 中 裕 章
	深川市議会議員	水 上 真 由 美
	深川市議会議員	松 沢 一 昭
	深川市議会議員	北 名 照 美

住民の安全・安心なくらしを支える交通運輸行政の充実を求める意見書

現代社会における住民のくらしにとって、交通と運輸が果たしている役割は極めて重大であり、「衣食住」に並ぶほどの社会生活の基本要素といえる。従って、安全・安心に移動することは国民の基本的人権のひとつであり、その交通・運輸が安全・安心に営まれるように指導・監督するのが行政の役割である。

昨年6月22日、政府は「地域主権戦略大綱」を閣議決定し、国の出先機関について、原則廃止の方針を打ち出し、地方運輸局もその対象としている。地方運輸局は、ご存知のとおり国土交通省の出先機関として、地方ブロックごとに設置されており、その出先として各県ごとの地方運輸支局と行政需要の顕著な場所に自動車検査登録事務所や海事事務所が設置され、地方における交通・運輸にかかわる行政を行っている。

行政をどこが担うかを考えるとき、住民の安全・安心なくらしにとってふさわしいのはどこなのかが重要な視点となる。大綱が示すように、住民にとって地方自治体が最も近い行政組織であることは当然だが、自治体の区域を超えて移動する自動車、鉄道、船舶などを対象とする行政にあっては、自治体よりも国の方が効率的、効果的に担えるものと考えられる。

そもそも、交通運輸行政は地方では担っていないことから国との二重行政とはなっておらず、国土交通省が唯一の交通運輸行政組織であり、住民の基本的権利たる移動する権利を国の責任で保障するためには、中央の国土交通省と出先機関である地方運輸局が一体となって行政を実施することはもちろん、住民の安全・安心な交通と運輸を確保するためには地方運輸局の充実こそ必要といえる。

つきましては、下記の事項の実現を要望する。

記

1. 住民の安全・安心な交通運輸を支える行政は、国が責任をもって直接実施すること。
2. 住民のための交通運輸行政を確立するために、国の出先機関である地方運輸局を充実すること。
3. 広大な北海道の交通・運輸行政を充実するために、運輸支局を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年3月23日

北海道深川市議会

提出先

内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、財務大臣、総務大臣